

FAC3107座間小銃射撃場の返還について(要望)

本市に所在する在日米陸軍座間小銃射撃場(FAC3107)は、去る昭和43年12月23日に開催された第9回日米安全保障協議委員会の席上無条件で返還されることが明らかとなりましたことは、地元市民とともにまことに同慶にたえないところであります。

しかしながら、返還後の利用について自衛隊が引き続き使用したい意向があるやに聞き及んでありますが、本市は全面的に反対を表明するものであります。

本市は、首都圏域における近郊都市として最近における都市化はめざましいものがあり、10年間における人口増加は実に2.8倍にも達しており、積極的な公共施設の整備をはじめ高度な土地利用化が強く要請されている現況であります。

本市は、昭和42年総合計画の策定を完了し、長期的な展望にたつて計画的に都市づくりを進めておりますが、今回返還が予定されている「座間小銃射撃場」周辺は、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)の定めにより、近郊緑地保全区域として指定をしており、さらに将来県立公園として、市民の憩いの広場として建設すべく着々計画を進めているところであります。

本市は、きわめて平坦な地形によつて形成されており、起伏や緑地の少ない実情から当該施設は市民のための緑の場として造成したい考えであり、多くの基地をかかえ常に公共用地の

取得等に大きな課題をかかえている本市の苦衷をご賢察いただき、当該施設が本市のため開放されますよう格別のご配慮を賜わりたく強く要望します。

昭和44年1月 日

殿

神奈川県相模原市長 河津 勝

神奈川県相模原市議会議長 加藤 長 治

